

○警察無線通話要則

(昭和40年3月15日
警察庁訓令第3号)

(沿革) 昭和41年4月1日警察庁訓令第10号、昭和61年3月1日第3号、昭和61年4月5日第9号、平成5年4月27日第9号、平成6年6月29日第8号、平成9年4月1日第3号、平成14年12月11日第13号、平成16年4月1日警察庁訓令第7号、平成31年4月1日警察庁訓令第7号改正

警察無線通話要則を次のように定める。

警察無線通話要則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 無線電話局（第3条－第6条）

第3章 運用

第1節 通則（第7条－第14条）

第2節 通信統制官及び通信調整官（第15条－第16条の4）

第3節 統制局（第17条・第18条）

第4節 通信従事者（第19条・第20条）

第5節 異常時の特別措置（第21条－第23条）

第4章 雑則（第24条－第26条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察無線電話局による通信（以下「通信」という。）の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

[改正・・・昭和61年訓令3]

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 無線電話局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備（同条第2号に規定する無線電信を除く。）及び当該無線設備の操作を行う者の総体をいう。

(2) 通話 無線電話局（多重設備の無線電話局、同時送受話方式の無線電話局、実験局、特別業務の局その他の特殊通信系を構成する無線電話局

を除く。)によつて文言等を送受することをいう。

(3) 県内通信系 一の皇宮警察本部又は都道府県警察（以下「都道府県警察等」という。）の運用する無線電話局により構成される通信系をいう。

(4) 広域通信系 二以上の都道府県警察等の運用する無線電話局により構成される通信系をいう。

(5) コード デジタル信号の構成を変換するための符号をいう。

[全改・・・昭和61年訓令3]

第2章 無線電話局

(無線電話局の任務)

第3条 無線電話局は、警察の責務を遂行するために必要な通信を取扱うことを任務とする。

(無線電話局の開設)

第4条 無線電話局は、警察庁長官（以下「長官」という。）が必要と認める箇所に開設する。

(無線電話局の開設等に関する手続)

第5条 無線電話局の開設、廃止その他に関する手続で、電波法に規定するものについては、長官は、警察庁情報通信局長、管区警察局長、東京都警察情報通信部長又は北海道警察情報通信部長に代行させることができる。

[改正・・・昭和61年訓令3、平成6年訓令8、平成16年訓令7]

(無線電話局の所管)

第6条 無線電話局は、警察大学校附属警察情報通信学校、管区警察局、四国警察支局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部（県情報通信部を含む。）又は方面情報通信部の所管とする。ただし、その運用については、別に指定する無線電話局を除き都道府県警察等が行う。

[改正・・・昭和41年訓令10、昭和61年訓令3、訓令9、平成9年訓令3、平成16年訓令7、平成31年訓令7]

第3章 運用

第1節 通則

(通話の内容)

第7条 通話の内容は、警察の責務を遂行するために必要な事項でなければな

らない。

通話の内容は、略語を使用する等簡潔明りようなものでなければならない。

[改正・・・昭和61年訓令3]

(濫用の防止)

第8条 通話は、濫用してはならない。

(内容の秘匿)

第9条 通話に当たっては、電波の拡散性を考慮し、常に内容の秘匿に留意しなければならない。特に必要がある場合は、暗語等を使用しなければならない。

[見出し改正、改正・・・昭和61年訓令3]

(秘密の保持)

第10条 通話の取扱いに従事する者（以下「通信従事者」という。）もしくは従事した者またはこれに関係のある者もしくは関係のあつた者は、法令の定めるところにより通信の秘密を保持しなければならない。

(通話の種類)

第11条 通話の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 至急通話 特に急を要する通話で、普通通話を中断して送受することができるもの

(2) 普通通話 至急通話以外の通話

[改正・・・昭和61年訓令3]

第12条 削除 [改正・・・昭和61年訓令3]

(交換室を経由する通信)

第13条 無線電話局が警察電話要則（平成14年警察庁訓令第13号）第5条に規定する交換室を経由して行う通信については、同要則に定めるところによる。

[改正・・・昭和61年訓令3、平成14年訓令13]

(細則の規定)

第14条 無線電話局の呼出し方法、応答方法その他この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 通信統制官及び通信調整官

[節名改正・・・昭和61年訓令3]

(通信統制官の設置及び指定)

第15条 通信の使用管理の適正を図るため、次の各号に掲げる通信系ごとに通信統制官を置き、それぞれ当該各号に定める者をもつて充てるものとする。

(1) 県内通信系 当該都道府県警察等の皇宮警察本部長又は警視総監若しくは道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）の指定する者

(2) 一の管区警察局の管轄区域に係る広域通信系 当該管区警察局長の指定する者

(3) 前号に掲げる広域通信系以外の広域通信系 警察庁情報通信局長の指定する者

[全改・・・昭和61年訓令3]

[改正・・・平成6年訓令8]

(通信統制官の業務)

第16条 通信統制官は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 通信順位の設定その他通信の宰領に関すること。

(2) 通信の監視及び指導に関すること。

(3) その他通信の使用管理に関し、当該通信統制官を指定する者が定める業務

2 通信統制官は、必要と認めるときは、その業務の一部を通信の使用の目的に応じ適当と認める者に委任することができる。

[全改・・・昭和61年訓令3]

(通信調整官の設置及び指定)

第16条の2 通信系の能率的な運用を図るため、第15条各号に掲げる通信系ごとに通信調整官を置き、それぞれの警察庁情報通信局長の指定する者をもつて充てるものとする。

[追加・・・昭和61年訓令3]

[改正・・・平成6年訓令8]

(通信調整官の業務)

第16条の3 通信調整官は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) コードの指定、変更その他のコードの管理に関すること。

(2) 通信系の設定に関すること。

(3) その他通信系の運用に係る技術上必要な指導及び調整に関する業務

[追加・・・昭和61年訓令3]

(通信統制官と通信調整官との連携)

第16条の4 通信統制官と通信調整官は、通信の迅速かつ的確な運用を図るため、相互に緊密な連携を保たなければならない。

[追加・・・昭和61年訓令3]

第3節 統制局

(統制局の指定)

第17条 統制局の指定については、第15条各号に掲げる通信系ごとに、それぞれ当該各号に掲げる通信統制官を指定する者が行うものとする。

[全改・・・昭和61年訓令3]

(統制局の任務)

第18条 統制局は、当該統制局に属する通信系を構成する無線電話局の行う通信について、その宰領を行うとともに、通信上の事故防止を図り、速やかに通信を処理するように努めなければならない。

[改正・・・昭和61年訓令3]

第4節 通信従事者

(固定局等の通信事業者の要件)

第19条 都道府県警察等の運用する固定局及び基地局の通信従事者は、電波法施行令（平成13年政令第245号）第2条第3項第2号に掲げる第2級陸上特殊無線技士の資格を有する者をもつて充てるものとする。

[改正・・・昭和61年訓令3 平成5年訓令9、平成16年訓令7]

(通信従事者の任務)

第20条 通信従事者は、その配置に係る無線電話局により構成される通信系の状況等をは握し、当該無線電話局の機能を最高度に発揮するように努めなければならない。

第5節 異常時の特別措置

(通信制限)

第21条 警察本部長等は、天災、事変その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「異常時」という。）その他警察責務を遂行す

るために必要と認める場合は、必要な通信制限を行ない、重要な通信の確保を図らなければならない。

(移動局の臨時配置)

第22条 長官は、異常時において必要と認めるときは、移動局を必要と認める箇所に臨時に配置するものとする。

2 管区警察局長は、異常時において必要と認めるときは、当該管区警察局の管轄区域内の移動局を、当該管轄区域内で必要と認める箇所に、臨時に配置することができる。

(非常通信等の取扱い)

第23条 警察本部長等は、異常時において必要と認めるときは、当該都道府県警察等の運用する無線電話局に、電波法第52条第4号に規定する非常通信その他法令で定める通信を取り扱わせることができる。

[改正・・・昭和61年訓令3]

第4章 雑則

(無線業務日誌の様式)

第24条 電波法第60条に規定する無線業務日誌の様式は、別に定める。

[見出し改正、改正・・・平成5年訓令9]

(報告)

第25条 警察本部長等は、当該都道府県警察等の運用する無線電話局の運営状況を、別に定めるところにより、警察庁情報通信局長に報告しなければならない。

[改正・・・昭和61年訓令3、平成6年訓令8]

(監査及び規制の実施)

第26条 管区警察局長、東京都警察情報通信部長及び北海道警察情報通信部長は、無線電話局の発射電波、運用その他について、別に定めるところにより、監査及び規制を行うものとする。

[改正・・・平成16年訓令7]

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

(警察無線通話要則の廃止)

2 警察無線通話要則（昭和30年警察庁訓令第8号）は、廃止する。

附 則 [昭和41年4月1日訓令10]

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 [昭和61年3月1日訓令3]

この訓令は、昭和61年3月10日から施行する。

附 則 [昭和61年4月5日訓令9]

この訓令は、昭和61年4月5日から施行する。

附 則 [平成5年4月27日訓令9]

この訓令は、平成5年5月1日から施行する。

附 則 [平成6年6月29日訓令8]

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 [平成9年4月1日訓令3]

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 [平成14年12月11日訓令13抄]

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成16年4月1日訓令7]

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [平成31年4月1日訓令7]

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。